

四條畷市に

ずーっと住み続けたい子育て世帯等を応援します！



若者世帯等定住促進 既存住宅リフォーム補助金

四條畷市に住み続けたい子育て世帯等が、市内の中古住宅を取得し、
リフォーム工事をすると、最大で100万円支援します！

※ 補助金の申請は、各年度の4月1日から12月28日までに、工事着手前にしてください。

対象者

下記のいずれにも該当する方

- ☐ 40歳未満の夫婦または20歳未満の子どもと同居する世帯
- ☐ 市内の賃貸住宅・申請者の親が所有する住宅・市外の住宅のいずれかに住んでいること
- ☐ 申請を行おうとする年の前年の1月1日以降に、売買・相続・贈与のいずれかの方法により市内の中古住宅を取得したこと

補助額

対象経費の1/2以内で、上限100万円

基本額を10万円とし、下記の要件に当てはまる分だけ基本額に加算します。

加算要件

- ☐ 取得した住宅が“空き家※”の場合 40万円
- ☐ 直近の10年間のうち通算5年以上本市に住んだことがある場合 20万円
- ☐ 申請者の親が本市に住んでいる場合 20万円
- ☐ 他市から移住する場合 10万円

※空き家・・・築10年以上で、1年以上居住がなされていない住宅

対象経費

リフォーム工事代

増築、屋根・外壁等の修繕、床・天井等の内装工事などで、詳細については下記連絡先へお問い合わせください。



↑詳細はこちら

四條畷市 都市整備部 都市政策課

☎072-877-2121 / 0743-71-0330

